

## 東播臨海広域行政協議会広域ごみ処理施設運営方式検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 東播臨海広域行政協議会（以下「協議会」という。）が計画し、高砂市に設置する広域ごみ処理施設について、東播臨海広域圏に適した運営方式を選定することを目的として、東播臨海広域行政協議会広域ごみ処理施設運営方式検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、広域ごみ処理施設の運営方式について検討・選定を行い、協議会に報告する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、行政職員のうちから協議会会長が任命する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から第2条に規定する報告を行う日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を総理し、会務を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席が無ければ、これを開くことはできない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外のものの出席を求めることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、高砂市生活環境部において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営についての必要な事項は、委員長が委員会に諮り別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、平成26年 7月 1日から施行する。